

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件について

児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給要件に該当すると思われる方は、お気軽にお問い合わせください。

また、現在同手当を受けられている方は、住所や氏名などを変更された際には届出が必要となりますので、速やかに住民福祉課まで届出てください。

## ※支給の時期

- 年3回(4ヶ月分ずつ支給)
  - ・4月(12月～3月分)
  - ・8月(4月～7月分)
  - ・12月(8月～11月分)
- また、両手当の手当額が平成29年度より下記のとおり変更となります

詳しくは、住民福祉課(☎63・3800)まで。

## 児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を同じくしていない子どもや、父または母に一定の障がいがある家庭の子どもを育てている方に、子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳未満)まで支給される手当です。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 手当の額

児童扶養手当額(月額)		
児童数	月額	
子1人	全部支給	42,290円
	一部支給	42,280円～9,980円
第2子加算	全部支給	9,990円
	一部支給	9,980円～5,000円
第3子以降加算(1人につき)	全部支給	5,990円
	一部支給	5,980円～3,000円

※平成29年4月から、加算額にも物価スライド制を導入します。

## 特別児童扶養手当

20歳未満で身体や知的または精神に中程度以上の障がいもしくは長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。

申請を受け付けた翌月分から手当の対象になります。

### 手当の額

特別児童扶養手当額(月額)		
級	改正前	改正後
1級	51,500円	51,450円
2級	34,300円	34,270円

※平成28年全国消費者物価指数の実績値により引き下げとなります

## 国民年金保険料額が変わりました

平成29年度の国民年金保険料額は、

**月額 16490円**

となりました。

■前納制度(保険料の前払い)  
前納制度を利用し、現金で保険料を1年度分前納した場合、毎月払いと比べて3460円の割引となり、6か月分前納でも790円の割引になります。

■保険料の納付は便利な  
口座振替をお勧めします  
口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので、金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振替納付することにより、月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納・2年前納もあり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融機関または年金事務所へお申し出ください。

■保険料を納めるのが

困難なとき…

経済的な理由等で保険料を納付することが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。

また、学生の方には、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態でも、万一、障がいを負われたり、亡くなられたりといった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。

詳しくは、田辺年金事務所  
 (☎0739・24・0323)  
 または住民福祉課(☎63・3800)まで。



教育委員会  
お知らせ



お問い合わせは、下記まで。  
 学校教育班(☎63・2038)  
 生涯学習班(☎63・3812)

日高町剣道・柔道教室  
新入生募集中!

日高町の剣道教室と柔道教室では、新入生を募集しています。練習日は、それぞれ左記のとおりです。

【剣道教室】

毎週月・水・金曜日

午後7時から9時

【柔道教室】

毎週火・金曜日

午後7時から9時

会場は、いずれも町立武道館(志賀保育所横)。対象は、幼児から中学生まで。

お申し込み、お問い合わせは、教育委員会教育課生涯学習班(☎63・3812)まで。

自衛隊幹部候補生募集

貴方も自衛隊の幹部として活躍しませんか

自衛隊幹部候補生(一般・大卒程度試験)	22歳以上26歳未満の者
自衛隊幹部候補生(一般・院卒者試験)	20歳以上28歳未満の者
自衛隊幹部候補生(歯科)	専門大卒20歳以上30歳未満の者
自衛隊幹部候補生(薬剤科)	専門大卒20歳以上28歳未満の者
医科・歯科幹部自衛官	医科・歯科医師の免許取得者

●受付期間

幹部候補生	平成29年3月1日～5月5日(締切日必着)
医科・歯科幹部自衛官	平成29年2月1日～4月21日(締切日必着)



●お問い合わせ

御坊市湯川町小松原410-1 自衛隊御坊地域事務所(☎23・0020)